

株式会社エフエム新津 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社エフエム新津と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 放送法に基づく超短波放送事業及びその他の放送関連事業
2. 放送番組の制作及び販売
3. 放送時間の販売
4. 放送に関係のある出版物の刊行、販売及び録音業務
5. 映画会、音楽会、演奏会、講演会等各種行事の企画及び開催又は開催の代行に関する文化事業
6. 放送に関する人材の育成等の教育事業
7. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を新潟県新潟市におく。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、新潟県において発行する新潟日報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行する株式の総数及び額面株式1株の金額)

第5条 当社の発行する株式の総数は、3,600株とする。
当社の発行する額面株式1株の金額は、5万円とする。

(株券の種類)

第6条 当社の発行する株券は1株券、10株券及び100株券の3種類とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第8条 株式の取得により名義書換を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。

1. 譲渡による株式の取得の場合には、株券
2. 譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面及び株券

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示のまっ消についても同様とする。

(株券の再発行)

第10条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第11条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主名簿の閉鎖及び基準日)

第12条 当会社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第3章 株 主 総 会

(召 集)

第14条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に召集し、臨時株主総会は、必要に応じて召集する。

(議 長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに

代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役及び監査役の員数)

第17条 当会社の取締役は10名以内とし、監査役は3名以内とする。

(取締役及び監査役の選任の方法)

第18条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権のある発行済株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役及び監査役の任期)

第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集及び議長)

第20条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

取締役会の召集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(役付取締役)

第21条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第22条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(報 酬)

第23条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

(顧 問)

第24条 当社は取締役会の決議により顧問をおくことができる。

第 5 章 計 算

(営業年度)

第25条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(利益配当)

第26条 利益配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。

利益配当金はその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

以上、株式会社エフエム新津の定款とする。

平成20年 6月 1日

株式会社エフエム新津

代表取締役 馬場 欣一